

自動車リサイクル法について整備すべき政省令の全体像

法第2章：再資源化等の実施 = 使用済自動車等の「モノ」の流れに関する規定

1. 使用済自動車等の引取りに関することについて
2. 関連事業者の行為基準について
3. フロン類回収料金・指定回収料金について
4. 解体業者・破砕業者以外に引渡し可能な者及び全部再資源化認定について
5. 自動車製造業者等の義務について

法第3章：登録及び許可 = 登録・許可の基準と手続き等に関する規定

1. 引取業者・フロン類回収業者の登録について
2. 解体業・破砕業の許可について

法第4章：再資源化預託金等 = リサイクル料金等の「金銭」の流れに関する規定

法第5章：移動報告 = 電子マニフェスト制度等の「情報」の流れに関する規定

1. 引取業者が使用済自動車の引取時に交付する書面について
2. 移動報告（電子マニフェスト制度による報告）の内容及び方法等について
3. 確認通知、都道府県知事等への遅延報告について

法第6章：指定法人 = 資金管理人、情報管理センター、指定再資源化機関

1. 指定法人の監督に関する規定について
2. 特定再資源化預託金等（剰余金）の取扱いに関する手続等について
3. 離島の定義について

法第7章：雑則

1. 廃棄物処理法の特例に係る規定について
2. 報告徴収・立入検査について

使用済自動車の再資源化等に関する法律の概念図

